

令和6年4月から求人募集時の明示事項が追加されます

労働者の募集時に明示すべき事項が追加されます

令和6年4月1日に職業安定法施行規則が改正され、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示すべき労働条件が追加されます。
 (※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正)

追加される 明示事項

- ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※
- ② 就業場所の変更の範囲 ※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準
 (通算契約期間または更新回数の上限を含む)

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

明示の記載例



①②変更の範囲

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。 契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

求人広告に、記載するスペースが足りない等、やむを得ない場合は「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。求人に記載する上でも今一度、4月以降の改正点を確認しましょう。

求人募集時に企業PRをしていますか？

求人を掲載しているのに、応募等の反応がなく採用活動に苦戦している場合、**会社の魅力を十分に伝えられていない**可能性があります。特にハローワークで求人募集する際は、「事業所からのメッセージ」を600字入力することができます。自由記入欄ですので、**自社で働くメリットや社風などを記入し、求職者に積極的にアピールしていきましょう！**

< 記載例 >

- ・社長メッセージ ・自社HPへの誘導 ・社内イベント
- ・モデル賃金 (入社○年目○歳 年収○万円 月給○万円)
- ・有休取得実績 ・キャリアアップ、社内教育について etc...



※「事業所からのメッセージ」は、求人票には記載されませんが、ハローワークの端末及びハローワークインターネットサービスで閲覧できます。



おしながき

- ▶ 令和6年4月から求人募集時の明示事項が追加されます ... P 1
- ▶ 【令和6年6月～】住民税の定額減税について ... P 2
- ▶ 助成金ニュース ... P 3
- ▶ 60歳以上の社会保険の同日得喪について ... P 4

4月・5月の労務・税務

- 4月1日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
- 4月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 4月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出 (1月～3月分)
- 5月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 5月15日
 - 障害者雇用納付金・調整金の申告・納付等
- 5月31日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出

【令和6年6月～】住民税の定額減税について



定額減税とは？

令和5年12月に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正が決定され、令和6年度は、**国内居住の納税者と配偶者を含む扶養家族1人当たり4万円（所得税3万円、住民税1万円）の減税となり、原則として6月以降に支給される給与において減税を実施**するため、人数に応じて事実上手取りが増えることとなります。**こちらは給与支給をしている“会社が特別控除の税処理”を行います。**

①納税者	所得税	3万円	1人当たり 4万円
②配偶者を含む扶養親族 の人数に応じて	住民税	1万円	

※令和6年度の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の者が対象

(例) 父：納税者
母：配偶者
子：扶養親族



3人 × 4万円 = 12万円

住民税の定額減税に関する会社対応の概要

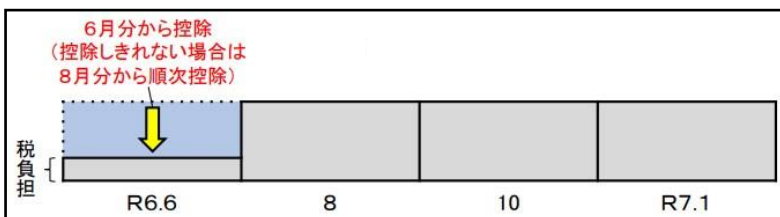
住民税の年額												
(例年)	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
	12分割											
(令和6年)	徴収なし	住民税の年額 - 定額減税【(本人+配偶者含む被扶養者) × 1万】										
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
	11分割											

特別徴収による住民税の定額減税は、**令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月～令和7年5月の11か月で分割して徴収**します。従って、**会社の実務対応としては、住民税の通知書の内容に沿って計算処理をする形**となります。

※定額減税の対象外となる合計所得金額が1,805万円を超える者は例年通りの処理

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（本人所得1000万円超かつ配偶者所得48万円以下）に係る減税は令和7年度の住民税より行う

(普通徴収)



通常の年税額をもとに算出した第1期分の税額から定額減税分を控除。第1期分から控除しきれない場合は、第2期以降の税額から、順次控除し、徴収。

住民税の決定通知書を漏れなく従業員に渡しましょう



毎年5月以降に、住民税の決定通知書が各市町村から会社に届きます。会社が住民税の計算処理するための一覽で確認できる決定通知書だけではなく、納税者の従業員個人に渡す必要がある決定通知書も同封されています。**届いたらすぐ中身を確認し、従業員に漏れなく渡すように**しましょう。

eLTAXで申告している場合、申告時の選択によって従業員個人への決定通知書の受領方法が異なります。申告時に「**電子データをeLTAXで受け取る**」を選択している場合は**従業員個人の決定通知書が電子データでのみ届くため、注意が必要です。**

助成金ニュース

2024年度の助成金トレンド

Ⅱ. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

<最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等>

- ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

<リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進>

- ◆ リ・スキリングによる能力向上支援
- ◆ 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ◆ 成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援

<多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり>

- ◆ フリーランスの就業環境の整備
- ◆ 「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援
- ◆ 仕事と育児・介護の両立支援
- ◆ 多様な人材の就労・社会参加の促進
- ◆ 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規卒卒者の支援

2024年度厚生労働省予算概算要求における重点事項

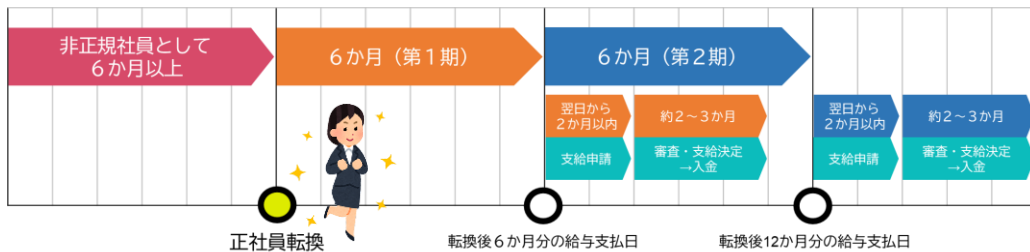
- ・ 最低賃金の引上げ
- ・ 非正規労働者の処遇改善
- ・ リスキリング

をキーワードに、企業が「人材活用」を促進するための取り組みを政府が支援する方針

今回は、「非正規労働者の処遇改善」に係るキャリアアップ助成金をご紹介します！

キャリアアップ助成金 正社員化コース

非正規雇用労働者として雇用した労働者を、**非正規雇用労働者（有期雇用労働者等）を正社員化**した場合に助成されます。**正社員へのキャリアアップによるモチベーション向上や離職率の低下にオススメの助成金**です。



助成額	加算措置（一部抜粋）		
	有期雇用労働者から転換	無期雇用労働者から転換	
中小企業	80万円	40万円	「正社員転換」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 中小企業20万円 大企業15万円
大企業	60万円	30万円	「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 中小企業40万円 大企業30万円

※助成額は第1期・第2期の合計額

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニュー）

有期雇用労働者等について、**週所定労働時間を延長することにより、労働者を新たに社会保険の被保険者**とした場合に助成されます。**労働時間延長による労働力の確保にオススメの助成金**です。

社会保険未加入の短時間労働者の労働時間を延長

短時間労働者が社会保険に加入



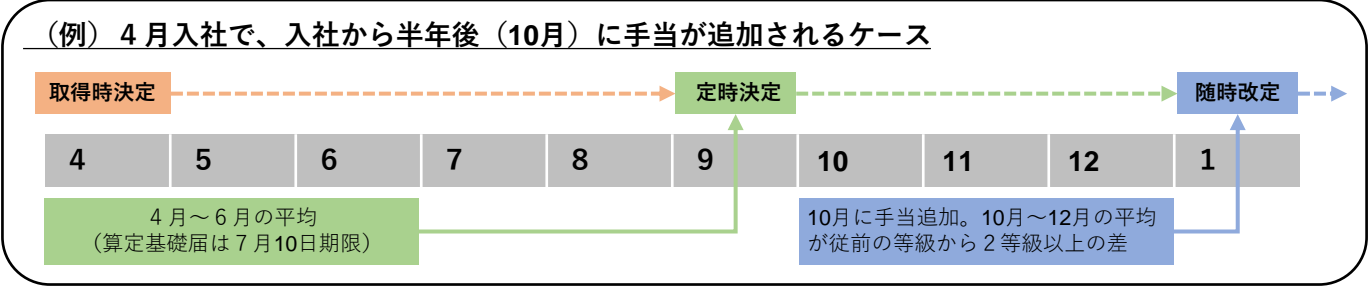
延長する時間に
応じて賃金増額
が必要

労働時間延長	賃金の増額	助成額 30万円 (22.5万円)
4時間以上延長	不要	
3時間～4時間延長	5%以上	
2～3時間延長	10%以上	
1～2時間延長	15%以上	

60歳以上の社会保険の同日得喪について

通常の標準報酬月額決定タイミング **決定!**

決定方法	タイミング	標準報酬月額の金額算出	備考・注意点
取得時決定	入社時	入社時の給与額	残業手当などの支給見込みを加味
定時決定	毎年7月の算定基礎	4月～6月の平均給与額	9月分の保険料から変更
随時改定	固定的賃金の変更時	変更月+2か月の平均給与額	従前の等級から2等級以上の差で改定 変更月の3か月後の保険料から変更



60歳以上の社会保険の同日得喪とは

60歳以上の社会保険の被保険者が**定年等で退職し、その後1日も空くことなく継続して再雇用となった場合**、再雇用時又は再雇用後に契約更新を行うと、契約更新となった月から標準報酬月額を変更することができます。



決定方法	タイミング	標準報酬月額の金額算出	備考・注意点
60歳以上の同日得喪	・再雇用時の契約更新 ・再雇用後の契約更新	更新後の給与額	更新月から保険料を変更 無期契約→無期契約でも可能 退職した旨がわかる書面の添付が必要

※契約更新前の契約が、無期契約の場合は更新日について特に決まりはありませんが、有期契約だった場合は期間満了日の翌日を開始日とする必要があります。



サトーに業務委託をしているお客様へのお願い
60歳以上の同日得喪は、契約更新が行われた際に任意で行う手続になります。自動変更ではありませんので、該当し得る労働者の方がいる場合は、担当者へのご連絡をお願い致します。

当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

いつもサトー事務所だよりをご覧いただき、誠にありがとうございます。
当事務所だよりの情報は、発行当時(令和6年3月31日)の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。
また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。
当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。

社会保険労務士法人サトー
730-0037 広島県広島市中区中町7番41号 広島三栄ビル8F
月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)
電話: 082 (546) 2080 FAX: 082 (546) 2081

※固定電話への架電に関するお願い
社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようお願い致します。